

## 2-10：災害時における物資調達に関する協定書（スギホールディングス株式会社）

加古川市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条 第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請（以下「発注」という。）することができる。

### （調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （発注）

第4条 甲の乙に対する発注は文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に文書（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、事後速やかに、文書を提出するものとする。また、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、乙が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙又は乙があっせんする者が物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように支援するものとする。

### （物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前ににおける価格を参考に、甲乙協議して決定するものとする。

### （代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

(連絡責任者の選任及び報告)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和6年12月20日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市  
加古川市長 岡田 康裕

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1  
スギホールディングス株式会社  
代表取締役社長 杉浦 克典

別表（第3条関係）

種類	物資名
食料品、飲料水	米、即席めん、缶詰、レトルト食品、離乳食、飲料水、液体ミルク、粉ミルク 等
調剤薬を除く医薬品・医療用品	一般用医薬品、医療用品、救急絆創膏 等
排泄ケア用品	紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、尿とりパット 生理用品 等
日用消耗品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ、口腔ケア用品 等
その他	携帯トイレ、使い捨てカイロ、冷却商品、下着・肌着類 等
(特約事項)	